

- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第199号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成14年11月27日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン はません店
熊本県熊本市田井島一丁目2-1
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成15年3月14日から平成15年4月13日まで

熊本県公告第200号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成14年11月27日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン サンピアン店
熊本県熊本市上南部二丁目2-2
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成15年3月14日から平成15年4月13日まで

熊本県公告第201号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき平成14年12月9日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルキョウ帯山店